

総社市告示第15号

総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年総社市告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(補助金の額) 第5条 略</p> <p>2 前項に規定する補助事業に伴う次の各号に掲げる工事は、当該補助事業の関連工事とし、当該各号に掲げる額を加算した額を、当該補助事業に対する補助金の額とする。ただし、専用住宅の建替えに伴う工事を除く。</p> <p>(1) 単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）の撤去工事 当該工事に要する費用の10分の10以内の額。ただし、その額が<u>15万円</u>を超える場合は、<u>15万円</u></p> <p>(2) <u>くみ取り槽（し尿を貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡及び少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。）の撤去工事 当該工事に要する費用の10分の10以内の額。ただし、その額が12万円を超える場合は、12万円</u></p>	<p>(補助金の額) 第5条 略</p> <p>2 前項に規定する補助事業に伴う次の各号に掲げる工事は、当該補助事業の関連工事とし、当該各号に掲げる額を加算した額を、当該補助事業に対する補助金の額とする。ただし、専用住宅の建替えに伴う工事を除く。</p> <p>(1) 単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）<u>又はくみ取り槽（し尿を貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡及び少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。）</u>の撤去工事 当該工事に要する費用の10分の10以内の額。ただし、その額が<u>9万円</u>を超える場合は、<u>9万円</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 宅内配管工事（前2号の工事に伴う工事に限る。） 当該工事に要する費用の10分の10以内の額。ただし、その額が<u>33万円</u>を超える場合は、<u>33万円</u></p> <p>3 略</p> <p><u>様式第1号（第6条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>(2) 宅内配管工事（前号の工事に伴う工事に限る。） 当該工事に要する費用の10分の10以内の額。ただし、その額が<u>30万円</u>を超える場合は、<u>30万円</u></p> <p>3 略</p> <p><u>様式第1号（第6条関係）</u> 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所	総社市
2 浄化槽の型式	名称 認定番号
3 浄化槽の人槽区分	人槽
4 交付申請額	金 円
5 設置前の状況	1 新築 2 単独処理浄化槽 3 くみ取り槽 4 浄化槽
6 加算補助の有無	1 有（単独処理浄化槽撤去） 2 有（くみ取り槽撤去） 3 有（宅内配管工事（単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去を伴うもの）） 4 無
7 住宅等所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）
8 住宅の種類	1 一般住宅（床面積 m <sup>2</sup> ）
	2 店舗等併用住宅 （居住部分の面積 m <sup>2</sup> ） （その他の面積 m <sup>2</sup> ）
9 着工予定年月日	年 月 日
10 事業完了予定年月日	年 月 日